

鳥取県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年11月21日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
一般国道	178号	岩美郡岩美町大字陸上字神谷1989地先から同大字字下向山312地先まで	平成20年11月24日